

高鍋町告示第28号

平成22年第2回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年6月11日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成22年6月17日(木)

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

緒方 直樹君	黒木 正建君
池田 堯君	水町 茂君
大庭 隆昭君	柏木 忠典君
矢野 友子君	岩崎 信也君
八代 輝幸君	徳久 信義君
中村 末子君	春成 勇君
永谷 政幸君	時任 伸一君
山本 隆俊君	後藤 隆夫君

○6月21日に応招した議員

同上

○6月23日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成22年6月17日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 例月現金出納検査結果報告
 - (3) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 請願第1号 継続審査結果報告
- 日程第5 報告第1号 平成21年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第6 報告第2号 平成21年度高鍋町水道事業会計予算繰越計算について
- 日程第7 報告第3号 平成21年度高鍋町水道事業会計継続費繰越計算について
- 日程第8 報告第4号 平成21年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成22年度会計予算について
- 日程第9 同意第1号 公平委員会委員の選任について
- 日程第10 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第32号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第33号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第34号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第35号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第36号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第37号 平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第38号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第39号 平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第40号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 例月現金出納検査結果報告

(3) 町長の政務報告

- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 請願第1号 継続審査結果報告
- 日程第5 報告第1号 平成21年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第6 報告第2号 平成21年度高鍋町水道事業会計予算繰越計算について
- 日程第7 報告第3号 平成21年度高鍋町水道事業会計継続費繰越計算について
- 日程第8 報告第4号 平成21年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成22年度会計予算について
- 日程第9 同意第1号 公平委員会委員の選任について
- 日程第10 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第32号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第33号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第34号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第35号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第36号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第37号 平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第38号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第39号 平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第40号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員(16名)

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
3番 池田 堯君	5番 水町 茂君
6番 大庭 隆昭君	7番 柏木 忠典君
8番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	12番 徳久 信義君
13番 中村 末子君	14番 春成 勇君
15番 永谷 政幸君	16番 時任 伸一君
17番 山本 隆俊君	18番 後藤 隆夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壺岐 昌敏君 事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	萱嶋 稔君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	間 省二君	政策推進課長	……………	森 弘道君
建設管理課長	……………	芥田 秀則君	農業委員会事務局長	…	松木 成己君
産業振興課長	……………	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	…	原田 博樹君
町民生活課長	……………	三浦 敏君	健康福祉課長	……………	井上 敏郎君
税務課長	……………	田中 義基君	上下水道課長	……………	森 俊彦君
教育総務課長	……………	黒水日出夫君	社会教育課長	……………	三嶋 俊宏君

午前10時00分開会

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。まず、このたびの口蹄疫では甚大なる被害を受けられた農家の皆様方に心からのお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、只今から平成22年第2回高鍋町議会定例会を開会をいたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 13番、中村末子。おはようございます。第2回定例会招集に当たり、議会運営委員会を開きましたので御報告いたします。

去る6月14日午前10時より、第3会議室において議会運営委員会が行われました。委員全員出席、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部、事務局も同席をいたしました。

今回の案件は、報告4件、人事同意2件、条例の一部改正が5件、一般会計・特別会計の補正予算4件の合計15件です。

口蹄疫問題で埋立処分が6月20日終了に向けて頑張っている最中の6月定例議会であり、一般質問については議員各位の御協力で割愛、可及的速やかに議会を終了し、議会も消毒作業などでの支援を行い、一刻も早い段階での終息宣言を迎えたいとの議会、執行部の一致団結した合意の中での議会です。

案件ごとの説明を受けました。事務局より、日程の説明及び意見書提案についての流れが説明されました。委員全員この日程で行うことを認めたところです。

なお、町長の政務報告に関しては、今回は割愛することで意見の一致を見たところでございます。

今回の議会は7日間であり、まとめも審議終了後に行うという強行軍ですが、議員各位の御協力をお願いして、議会運営委員会報告といたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後藤 隆夫） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、16番、時任伸一議員、17番、山本隆俊議員を指名をいたします。

日程第2. 諸報告

○議長（後藤 隆夫） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付しておりますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を行います。

町長の政務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、議会運営委員長報告にありましたとおり、今回に限り、朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、町長の政務報告は朗読及び説明を省略をいたします。

以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 会期の決定

○議長（後藤 隆夫） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から6月23日までの7日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から23日までの7日間に決定いたしました。

日程第4. 請願第1号

○議長（後藤 隆夫） 日程第4、継続審査結果報告を議題といたします。

請願第1号尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願について、請願審査特別委員会の継続審査結果報告を求めます。委員長、春成勇議員。

○請願審査特別委員会委員長（春成 勇君） 14番。おはようございます。請願第1号

尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願の審査特別委員会の報告をいたします。

平成21年3月6日に提出されました尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願の審査を行うため、平成21年3月の第1回定例会において、議長、紹介議員を除く13名を委員とする尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願審査特別委員会を設置し、一部訂正もありましたが、これまでに現地調査を含めて13回の委員会を開催し、紹介議員、請願者代表等に随時出席を求め、慎重に議論し、審査を重ねてまいりました。

それでは、これまでの委員会の審査の経過と結果について報告いたします。

今請願は県営事業として進められる支線水路、給水栓、散水栓の負担について、国50%、県31.7%、地元負担18.3%となっていることに際して、農家負担について軽減を図ってほしいとする内容の請願であり、平成21年3月13日に、第1回の特別委員会を開き、国営尾鈴土地改良事業計画概要書等を参考に、事業の目的、効果等について審査を開始いたしました。

平成21年3月17日に、第3回委員会を開催、請願者代表の永友國起さんから請願提出の経緯等について意見の聞き取りを行いました。

当地域は昭和50年当時から、火山灰土壌の流出を防ぐ南九州特殊農地保全整備事業を実施した約170町歩余りの立派な農地で、国営事業については当時90数%の同意のもとに着工し、その進捗とともに県営事業の同意取得が必要であり、また当地域は川南町と接している関係から、いろいろな耕作ケースが、川南町での農家負担の情報など複雑な要素のもとで、町において特段の配慮をお願いしたく、請願提出となった経緯について伺ったところですが、既に事業が終了している一ツ瀬土地改良事業との関係や事業が本町に与える影響また事業に対する町の方針や考え方など、総合的な判断材料がなく、各委員が十分理解を深めた上で結論を出すべきであるとの意見が出され、継続して審査をすることになりました。

第4回委員会は、4月6日に紹介議員が持参されたDVDを鑑賞後に実施し、農家の人たちは本当に望んでいるのか、行政主体で事が進んでいるように感じる。ダムが進んでいるが、水量は十分あるのかなど、なぜ紹介議員になったのか等々の紹介議員への質疑、まずは現地を見ることが大事ではないかとの提案があり、現地調査を行うこととし、散会となりました。

4月14日に、切原ダム、青鹿ダム、苺栽培農家やお染の実験圃場等の現地調査を行った後、第5回委員会を開催。推進委員会の内容や請願の趣旨等について、再び請願者代表に意見の聞き取りを行いました。

委員から、農家の方々が現状をどれだけ理解されているのか疑問である、川南町では県に事業中止の申し入れがあり、地権者説明会が進められているとのことであり、その動向にも注意すべきである等々の意見が出され、継続して審査することになりました。

平成21年6月6日には、第7回委員会を開催、お染畑地管理組合総代会の結果等について、請願者代表に報告及び意見聴取を行いました。尾鈴土地改良事業、県営畑地かんが

い事業に参加することについては、総数40名で、委任状5名、欠席5名、出席者30名で、賛成が23名であった等の報告を受けましたが、県の動向や未確定な部分も多いため、継続して審査することになりました。

平成21年8月5日に、第8回委員会を開催。県知事が現地調査を実施したが、その方向性が見えてこない。議会任せで積極的な動きが見えない。町経済にプラス効果が期待される等々の意見が出されましたが、結果を出すには県の動向等を見守る必要があり、継続して審査することになりました。

11月5日に、第9回委員会を開催。川南町、都農町の一部での事業反対を受け、地権者説明会が進められていましたが、7割超の同意が得られたとして、事業を継続することを知事が明らかにされたこと、推進協議会としての特別の進展もないことなどを報告した後、取り下げ問題について議論が交わされ、請願者の意思を確認すべきであるとの意見が出され、散会することになりました。

11月27日の臨時議会終了後に、第10回目の委員会を開催。前回の確認事項を委員長として報告するべきでしたが、その意を酌み取り本意を伝えることが難しいと思い、請願者に直接お話をさせていただくこととしておりましたが、私の運営のまずさから委員の皆様は理解していただくことができず、また、請願者にも御迷惑をおかけしたことをおわびいたします。さらに、慎重な調査が必要であるとの判断から散会することになりました。

第11回目は12月2日に開催、前回の確認すべき事項について報告、その後に紹介議員に今回の取り下げ問題についての質疑がなされる中で、畑地管理組合理事会では、取り下げをしないとのこと、県営事業の農家負担は川南方式を進めてほしいなどを含めた理事会決定がなされたことなどの報告があり、次々に問題が出てくる状況の中で、結論は出さないとの意見で一致し、引き続き継続して審査をすることになりました。

第12回委員会は、22年2月5日に開催。引き続き紹介議員に対する質疑を行い、請願の一部削除、取り下げ問題、川南方式を取り入れていただきたいという理事会の決定など二転三転する中で、地権者側の考え方がわからない。本当の声が聞こえてこない。問題を議会に投げかけている。請願との整合性がない。審議は尽くしたので採決を等々の意見が多数出されましたが、請願との整合性について、もう一度確認することとして、継続して審査することになりました。

22年5月6日に、第13回目の委員会を開催。前回の確認事項について、請願は農家負担の軽減の願いでありましたが、請願者の意思はあくまでも農家負担を川南式で進めていただきたいことと確認をいたしました。

請願の一部削除、取り下げ問題、川南方式を取り入れていただきたいという理事会での決定など二転三転し、その都度委員会審査が混迷し、長時間に及んだことにより、審査の中身が薄れていく感じの中で、大変厳しい審査となりましたが、慎重に公平に審査を進めてまいりました。

委員会では、ほぼ意見や議論が出尽くしたとの意見が多く出され、採決することとなり、

賛成少数で不採択とするべきものと決した次第であります。

13回の会を重ね審査が長時間に及んだことは、請願者を初め、紹介議員、各委員の皆様にご迷惑と御苦勞をおかけいたしましたことを心よりおわび申し上げ、委員会審査の経過と結果の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、請願審査特別委員会報告は終わりました。

請願審査特別委員会につきましては、議長及び紹介議員2名を除く13名をもって構成されていますので、紹介議員に限り、これから質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本請願に賛成者の発言を許します。3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。私は、請願第1号尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願に賛成の立場で討論を行います。

この事業は、国営事業と県営事業が一体となって始まり、事業目的を達し農家に受益がもたらされるものであります。

国営事業については同意が既になされ、平成24年度に完成の予定であり、ここで県営事業で同意取得ができないということになれば、本町においても、一ツ瀬川土地改良事業において、未施工地区を抱えていることから、ゆゆしきことにもなりかねない事態が発生してくると、私は思うところであります。

農家においても、現在条例に規定してある農家負担率では同意取得が困難であると判断し、請願提出となったものであり、議会としては本町のため、対極の見地に立って採択をすべきものであると思います。

以上であります。

○議長（後藤 隆夫） 次に、本請願に反対者の発言を許します。6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。請願第1号尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願について、反対の立場で討論を行います。

地方自治法124条により、請願の受理を受け、特別委員会へ平成21年3月6日付で付託され、同年3月13日から13回にわたり、現地調査を含み審査を実施してまいりました。

請願を通じて住民の意思を反映するため、請願の妥当性、実現の可能性等、請願者代表、紹介議員に請願内容に対し説明を求め、審査を重ねてまいりました。その結果、今回の請願に対し、特別委員会採択で賛成少数のとおり、不採択とすべきものとして反対するものであります。

反対する理由といたしまして、一つ、請願受理後に請願内容の一部訂正、変更があったこと。一つ、請願審査中に請願取り下げたことに当たり紹介議員の同意、捺印、2人のうちの1名がなされ、賛同できないことが生じたこと、受益農家との協議の内容や同意が示されず、明確でなかったこと。一つ、請願者の請願内容の変更、役員会での決定事項取り

下げを含むなど、請願制度上、認諾すべきものではないと解しました。

また、法令上あるいは公益上の見地から、合理的に欠けることや財政事情から実現の可能性は非常に困難と判断いたしまして、反対するものであります。

○議長（後藤 隆夫） 次に、賛成者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願に対して、賛成の立場で討論を行います。

この染ヶ岡、俵橋、鬼ヶ久保地区などの地域では、長年の間、悲願ともいえるお願いでございました。

土地改良事業に関しては既に行っております。高鍋町では、東西に大地があり、一ツ瀬、染ヶ岡と同等に、一ツ瀬パイロット事業が行われたときに、染ヶ岡同時に行うことができませんでした。川南町を中心とする尾鈴畑地かんがい事業が行われることにより、このチャンスを逃すと水の供給が断たれる可能性が極めて高いと考えられます。

この請願では、助成をお願いしたいとのことだけで、川南町並の給水支線水路まで無料などのような要求ではありません。確かに、6番議員が反対討論で言われたとおり、私は紆余曲折あったこの委員会の中で、さまざまな農家の皆さんの意見も聞いてきたつもりです。しかし、対極的な立場から立ち、水を欲しいという長年の悲願、そして後継者を育成している農家の皆さんにこれ以上長引くわけにはまいらないと判断をしたところでした。したがって、一ツ瀬事業にも助成をしておりますので、同じような助成が必要であると私は考え、賛成といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから請願第1号を起立によって採決をいたします。2番、黒木正建議員。

○2番（黒木 正建君） 無記名投票を要求いたします。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 2番議員の趣旨に賛同いたします。

○議長（後藤 隆夫） 本請願の表決については、只今、議長の宣告に対し、2番、黒木正建議員外1名から無記名投票によりたいとの要求がありましたので、会議規則第80条第2項の規定により、無記名投票で採決をいたしたいと思っております。（「反対、無記名投票に反対、動議提出」と呼ぶ者あり）

只今から請願第1号尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願を無記名投票にて採決をいたします。

議場を閉鎖をします。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤 隆夫） 只今の出席議員は16名であります。議場、オーケー。

次に、会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に、17番、山本隆俊議員、

1 番、緒方直樹議員を指名をいたします。

只今より投票用紙を配付をいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（後藤 隆夫） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤 隆夫） 異状なしと認めます。

投票の方法について事務局より説明をさせます。

○議会事務局長（吉岐 昌敏君） それでは、投票について御説明申し上げます。

只今お配りしました投票用紙に賛成、反対と印刷をしてあります。本請願を採択することに賛成される議員は賛成に、反対される議員は反対に丸の印をお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤 隆夫） それでは、只今から投票を行います。念のため申し上げておきます。本請願を採択することに賛成される議員は賛成、反対される議員は反対に丸印を御記入ください。

それでは、順番に投票をお願いをいたします。事務局が点呼をいたしますので、お願いをいたします。

○議会事務局長（吉岐 昌敏君） それでは、議席番号と名前を申し上げますので、順次登壇して投票をお願いいたします。

〔事務局点呼・議員投票〕

.....

1 番	緒方 直樹議員	2 番	黒木 正建議員
3 番	池田 堯議員	5 番	水町 茂議員
6 番	大庭 隆昭議員	7 番	柏木 忠典議員
8 番	矢野 友子議員	10 番	岩崎 信也議員
11 番	八代 輝幸議員	12 番	徳久 信義議員
13 番	中村 末子議員	14 番	春成 勇議員
15 番	永谷 政幸議員	16 番	時任 伸一議員
17 番	山本 隆俊議員		

.....

○議長（後藤 隆夫） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

只今より開票を行います。ここで、開票立会人の17番、山本隆俊議員、1番、緒方直

樹議員は立ち会いをお願いをいたします。

[開票]

○議長（後藤 隆夫） それでは、投票の結果を報告をいたします。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち、賛成8票、反対7票です。以上のおおり、賛成が多数であります。

したがって、請願第1号尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願は採択することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

日程第8. 報告第4号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第5、報告第1号平成21年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算についてから日程第8、報告第4号平成21年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成22年度会計予算についてまで、以上、4報告を一括議題といたします。

町長の報告を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。おはようございます。提案理由の説明に先立ち、一言お礼を申し上げます。議員の皆様方を初め、町民の皆様方におかれましては、口蹄疫防疫対策に当たり、連日で消毒ポイントでの消毒作業に御協力をいただくなど、口蹄疫防疫対策に多大なる御支援と御協力を賜り、まことにありがとうございます。

また、今議会の運営に当たりましては、私たち執行部に温かい御配慮と御協力を賜り、重ねて深くお礼を申し上げます。

町といたしましては現在、防疫措置の完了に向けて、町挙げて取り組んでいるところでございます。現在の状況でございますが、現在、疑患畜の埋却措置を行っておりますが、その措置が完了後、ワクチン接種済みの家畜の埋設に取り組んでまいりたいと考えております。1日でも早い防疫措置の完了に向けて取り組みながら、行政サービスが低下しないよう、全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員の皆様方を初め、町民の皆様方にも引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは提案理由を申し上げます。

報告第1号平成21年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算についてから報告第4号平成21年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成22年度会計予算についてまでを一括して御報告申し上げます。

まず、報告第1号平成21年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算についてでございますが、公用車購入事業外18件の事業につきまして、繰越明許費繰越計算書を調製いたし

ましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げるもの
でございます。

これら19件の繰越事業の内訳は、国が緊急経済対策費として第1次補正予算に計上し
た経済危機対策分である公用車購入事業外3件、第2次補正予算に計上した環境対策分
である緑の分権改革推進事業1件、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金分である保育園整
備事業外10件、その他3件でございます。

これらは3月議会において、それぞれ繰越明許費設定の議決をいただいたところでござ
いますが、繰り越しが決定いたしましたので、御報告するものでございます。

次に、報告第2号平成21年度高鍋町水道事業会計繰越計算についてでございますが、
事故のため年度内に工事を完了することができなかった配水管布設替工事及び排水設備工
事について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越額の使用に関する計画に
ついて報告を受けたので、その旨御報告申し上げるものでございます。

繰越工事件数は2件、繰越金額は5,584万4,000円。事故の内容は、この工事を
行う要因である県道木城高鍋線道路改良工事が繰越事業となったため、やむを得ず配水管
布設替工事及び排水設備工事について、事故繰越をするものでございます。

次に、報告第3号平成21年度高鍋町水道事業会計継続費繰越計算についてございま
すが、浄水場改良費の継続繰越額の使用に関する計画について、地方公営企業法施行令
第18条の2第1項の規定により、継続費繰越計算書をもって報告を受けたので、その旨御
報告申し上げるものでございます。

浄水場改良費につきましては、21年度分の事業費が確定したため、執行残を22年度
に逡次繰り越しするものでございます。

次に、報告第4号平成21年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成22年度会計予
算についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、これらにつ
いて御報告申し上げるものでございます。

以上、4件につきまして御報告を申し上げます。

日程第9. 同意第1号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第9同意第1号公平委員会委員の選任についてを議題と
いたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第1号公平委員会委員の選任について、提案理由を申し上げ
ます。

現委員の平山英俊氏が、平成22年6月17日をもって任期満了になりますことに伴い、
新たに御手洗精一郎氏を公平委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項
の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。このことにつきまして、御同意を
いただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。略歴を御紹介いたします。

氏名、御手洗精一郎、生年月日、昭和27年1月31日、現住所、高鍋町大字北高鍋3355番地1、最終学歴、昭和50年3月、宮崎大学工学部卒業、職歴等、昭和50年4月、株式会社日立メディコ、昭和52年12月同上退社、昭和53年9月、税理士古屋颯雄事務所、昭和57年6月、同上退職、昭和61年2月、御手洗精一郎税理事務所、現在に至っております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。これから同意第1号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、同意第1号公平委員会委員の選任につきましては、同意することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時43分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

日程第10. 同意第2号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第10、同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

ここで萱嶋稔教育長の退席を求めます。

〔教育長 萱嶋 稔君退席〕

○議長（後藤 隆夫） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。同意第2号教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

現委員の萱嶋稔氏が平成22年6月30日をもって、任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。このことにつきまして御同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 本件につきましては再任でありますので、略歴の説明を省略をしま

す。

以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第2号を起立によって採決いたします。本件は同意することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、同意第2号教育委員会委員の任命につきましては、同意することに決定をいたしました。

ここで萱嶋稔教育長の入場を許可をいたします。

〔教育長 萱嶋 稔君入場〕

日程第11. 議案第32号

日程第12. 議案第33号

日程第13. 議案第34号

日程第14. 議案第35号

日程第15. 議案第36号

日程第16. 議案第37号

日程第17. 議案第38号

日程第18. 議案第39号

日程第19. 議案第40号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第11、議案第32号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてから日程第19、議案第40号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上9件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。議案第32号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてから議案第40号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）までを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第32号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の時間外勤務の制限を定めるほか、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第33号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、職員の配偶者が育児

休業をしている場合であっても、育児休業等を行うことができるようにするとともに、子の出生の日から一定期間内に育児休業を取得した職員について、再度育児休業を行うことができるようにするため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第34号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例において、時間外勤務、代休時間が新設されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第35号高鍋町税条例の一部改正についてでございますが、本案は平成22年度地方税法改正に伴い町条例を改正するもので、主な内容は、扶養控除等の見直し後も、町が扶養親族に関する事項を把握できるよう、その情報収集に係る規程を設けたことによる改正や市町村たばこ税の税率の引き上げによる改正のほか、上位法、関連法令の改正に伴う文言、条文番号等の整理を行うものでございます。

次に、議案第36号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、平成22年度国民健康保険税賦課限度額の改正及び非自発的失業者に対する軽減措置の創設による改正が主なものでございます。

賦課限度額の改正につきましては、基礎課税限度額を現行47万円から3万円引き上げて50万円とし、後期高齢者支援金課税限度額を現行12万円から1万円引き上げて13万円とするものでございます。

また、新たな軽減措置の創設は、国民健康保険の被保険者が、非自発的な理由により離職した一定の者である場合は、在職中の保険料負担と比較して過重にならないよう、前年中の給与所得を100分の30に相当する額として保険税を算定することができるようにするものでございます。そのほか上位法、関連法令の改正に伴う文言、条文番号等の整理を行うものでございます。

次に、議案第37号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億1,591万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億4,368万7,000円とするものでございます。

補正の主なものは、口蹄疫対策費、経営体育成事業補助金、東小学校校舎屋上防水工事、公共スポーツ施設予約システム開発委託、屋内多目的広場建設工事等でございます。

財源といたしましては、県支出金、繰越金、諸収入でございます。

次に、議案第38号平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ175万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億8,863万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、歳出では、非自発的失業者に係る国民健康保険税軽減措置に伴う電算システム変更委託料の増額、概算人数により交付されておりました平成21年度出産育児一時金補助金の出産人数確定に伴う国庫補助金返還金の増額でございます。

歳入では、歳出の電算システム変更委託費に係る特別調整交付金の増額及び財源調整の

ための繰越金の増額でございます。

次に、議案第39号平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,850万円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、平成22年4月以降の収納分の平成21年度後期高齢者医療保険料及び還付財源として保留しておりました保険料、平成22年度予算で支払うための後期高齢者医療広域連合納付金増額でございます。

歳入では、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金増額の財源として充当する繰越金の増額でございます。

次に、議案第40号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、今回の補正は歳入歳出の増減はなく、事業費内の組み替えを行うものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では下水道事業認可の変更に伴い、全体計画の見直しが必要となったため、工事請負費を減額し、委託料に組み替えるものでございます。

歳入では、町債を減額し、一般会計繰入金を増額するものでございます。あわせて地方債の補正を行うものでございます。

以上、9件の議案につきまして御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。大変御苦労さまでございました。

この後、11時10分から議員協議会並びに議員構成及び議会議員報酬等調査特別委員会を開催をいたしますので、お集まりを願います。大変御苦労さまでした。

午前10時55分散会
